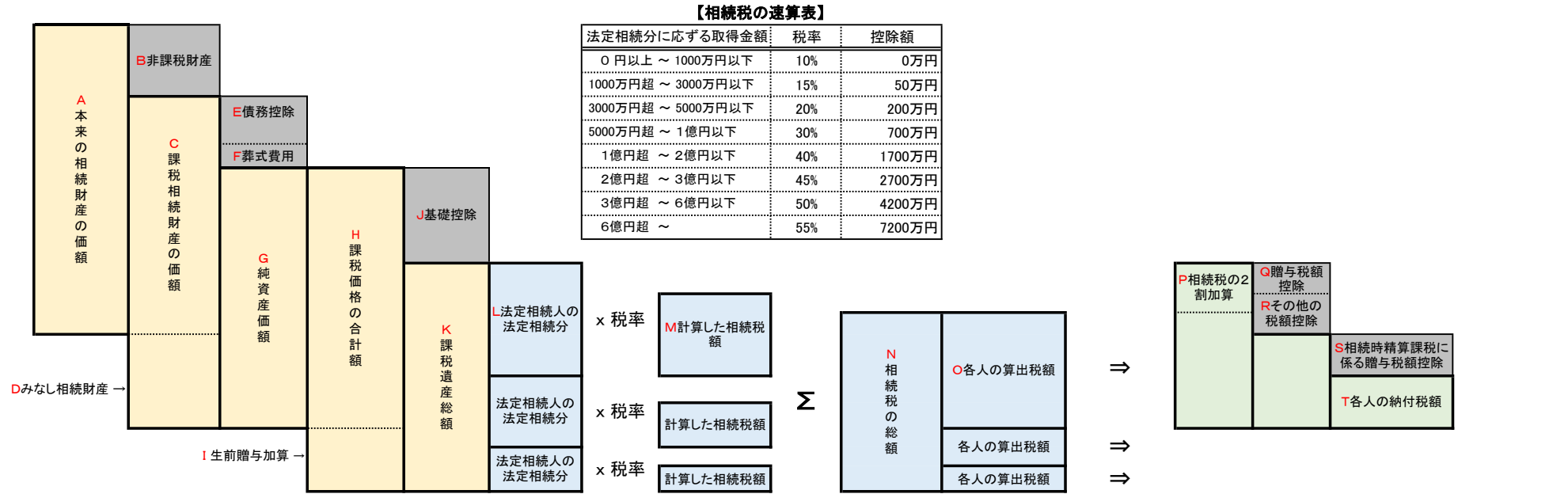


< 相続税計算の仕組み >



【相続税の速算表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
0円以上～1000万円以下	10%	0万円
1000万円超～3000万円以下	15%	50万円
3000万円超～5000万円以下	20%	200万円
5000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1700万円
2億円超～3億円以下	45%	2700万円
3億円超～6億円以下	50%	4200万円
6億円超～	55%	7200万円

- A 本来の相続財産の価額** 相続または遺贈により取得した財産の価格。
- B 非課税財産** 1. 皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
2. 墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの
3. 公益事業用財産
4. 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
5. 生命保険金等のうち一定額
6. 退職手当金のうち一定額
- C 課税相続財産の価額** 本来の相続財産+みなし相続財産-非課税財産の価額
- D みなし相続財産** 被相続人の財産ではないが、相続税の計算上は相続財産とみなして相続税の対象とする財産。生命保険金、死亡退職金、贈与により取得して相続時精算課税の適用を受けるもの。
- E 債務控除** 財産を引きついだ者、負担した者が控除される。債務は、相続開始時点で現に存在し、確実なものに限られる。相続を放棄した者または相続権を失った者には適用されない。ただし、現実負担した葬式費用については控除できる。
- F 葬式費用** 通夜費用、本葬費用、お布施、葬式前後で通常必要と認められるもの(通夜の飲食代等)、死体の捜索および運搬費用など。香典返礼費用、法会費用(初7日、49日法要等)は控除できない。
- G 純資産価額** Cから債務・葬式費用等を控除した額。
- H 課税価格の合計額** 基礎控除前の相続税の対象となる額(遺産総額)。純資産価額+生前贈与加算
- I 生前贈与加算** 被相続人の死亡前3年以内に、被相続人から贈与により財産を取得している場合(贈与税の配偶者特別控除を除く)に加算。
- J 基礎控除** 基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数
- K 課税遺産総額** 基礎控除後の相続税の対象となる額。
- L 法定相続人の法定相続分** Mを求めるために、課税遺産額を法定相続人がそれぞれ法定相続するものとして分割した金額。
- M 計算した相続税額** Lの額にそれぞれ税率をかけ、控除額を差し引いて算出。【相続税の速算表】を参照。
- N 相続税の総額** 法定相続人全てについて“M計算した相続税”を合計して、相続税の総額を求める。
- O 各人の算出税額** 相続税の総額を各相続人が実際に取得した額で按分し、各人に分割する。
- P 相続税の2割加算** 配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)以外の者は、相続税が2割加算される。
- Q 贈与税額控除** “I生前贈与加算”があった場合に、納入済みの贈与税分が控除となる。
- R その他の税額控除** 配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除の項目があり、この順番に控除される。これらの控除は相続税額を限度額とし、還付はされない。
- S 相続時精算課税に係る贈与税額の控除** Dで相続時精算課税制度を適用し贈与税を納めている場合に控除が適用される。控除しきれない場合には還付される。
- T 各人の納付税額** 各自納付する相続税の額。